

大田区内部統制取組報告書
(令和3年度)

令和4年12月7日

大 田 区

目次

第1 大田区の内部統制制度

- 1 大田区内部統制制度の概要 1
 - (1) 概要
 - (2) 大田区内部統制取組方針
- 2 内部統制推進体制 2
 - (1) 大田区内部統制推進会議
 - (2) 統制部門連携会議
 - (3) 全部局

第2 令和3年度の取り組み

- 1 内部統制の整備・運用 4
 - (1) 全庁的な内部統制
 - (2) 業務レベルの内部統制
- 2 内部統制における課題等 18
 - (1) 内部統制の課題
 - (2) 発生した事故及びリスクへの対応

第3 今後の内部統制

- 1 目指す目標と到達点 19
 - 2 今後の方向性と取り組み 19
-
- (別紙1)「大田区内部統制取組方針」 21
 - (別紙2)「定期監査指摘事項 対応・実績報告書」 22
 - (別紙3)「自己点検チェックリスト」 23
 - (別紙4)「リスクコントロール表」 24

第1 大田区の内部統制制度

1 大田区内部統制制度の概要

(1) 概要

地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）により、都道府県及び指定都市においては、内部統制の導入が義務化され、内部統制に関する方針の策定及び必要な体制を整備することになりました。【施行日：令和2年4月1日】

区においては、内部統制の導入は努力義務となっていますが、多種多様化する行政ニーズに的確な対応が求められている中、事務事業の適正な執行をより確固たるものとし区民から信頼される区政の実現を図るため、令和元年6月に大田区内部統制取組方針を定めました。

また、全部局の内部統制を推進するため、区長を会長とする大田区内部統制推進会議を中心とした推進体制を整備し、区の現状に即した内部統制の運用に取り組んでいます。

区の内部統制は、新しいものを構築することではなく「業務を適切かつ効率的に行えるよう、リスク管理の視点からルールを整備し、守る仕組み」と定義し、職員一人ひとりが内部統制に参画している自覚を持って継続的に取り組んでいくことを目指しています。

本報告書では、前2年度と同様、財務に関する事務と情報セキュリティに関する事務を中心として、令和3年度における内部統制の整備・運用と今後の内部統制について方向性を示しています。

(2) 大田区内部統制取組方針の策定

令和元年6月1日に策定した大田区内部統制取組方針では、次の4つの柱を掲げています。

1 コンプライアンスの推進

法令その他の規範を遵守し、改めて服務規程の徹底や個人情報及び職務に関する情報を適切に管理することを組織全体で取り組んでいきます。

2 業務の効率的かつ効果的な遂行

大田区スマートワーク宣言を踏まえ、意識改革、業務の効率化、事務事業の見直しを継続し、効率的かつ効果的にその業務を遂行できるようにすることで、業務の目的達成を図ります。

3 財務に関する適切な事務の遂行

財務事務の信頼性を確保するため、会計事務等の業務プロセスにおいて、リスクを的確に把握し、適切な事務を遂行します。

4 区民の大切な資産の適切な管理運用

区が保有する資産を把握し、適切な活用及び処分等を行います。

2 内部統制推進体制

(1) 大田区内部統制推進会議

全部局の内部統制を推進するため、大田区内部統制推進会議を設置しました。

この会議は、会長（区長）、副会長（両副区長）、委員（教育長、庁議を構成する部長及び会計管理者）で構成され、内部統制の推進に関する事項を決定します。

(2) 統制機能部門連携会議

財務、文書管理、情報セキュリティ、服務規律、契約、会計など全部局に共通の事務を所管する所属（統制機能部門）で統制機能部門連携会議を開催し、内部統制に関する情報共有を図ります。統制機能部門は、所管業務に関する研修の実施や意識啓発、業務マニュアルの更新や周知など、全部局に共通する適正な事務執行の確保を支援し、区における内部統制を推進します。

※統制機能部門連携会議の構成員

経営改革担当課長、財政課長、総務課長、法務担当課長、情報セキュリティ対策担当課長、内部統制推進担当課長、人事課長、経理管財課長、会計管理者

(3) 全部局

ア 部局長

所管部局の内部統制を統括し、部局内の職員に対する方針の遵守及び具体的な取り組みを指示するなど、部局内の責任者として内部統制を推進します。

イ 所属長

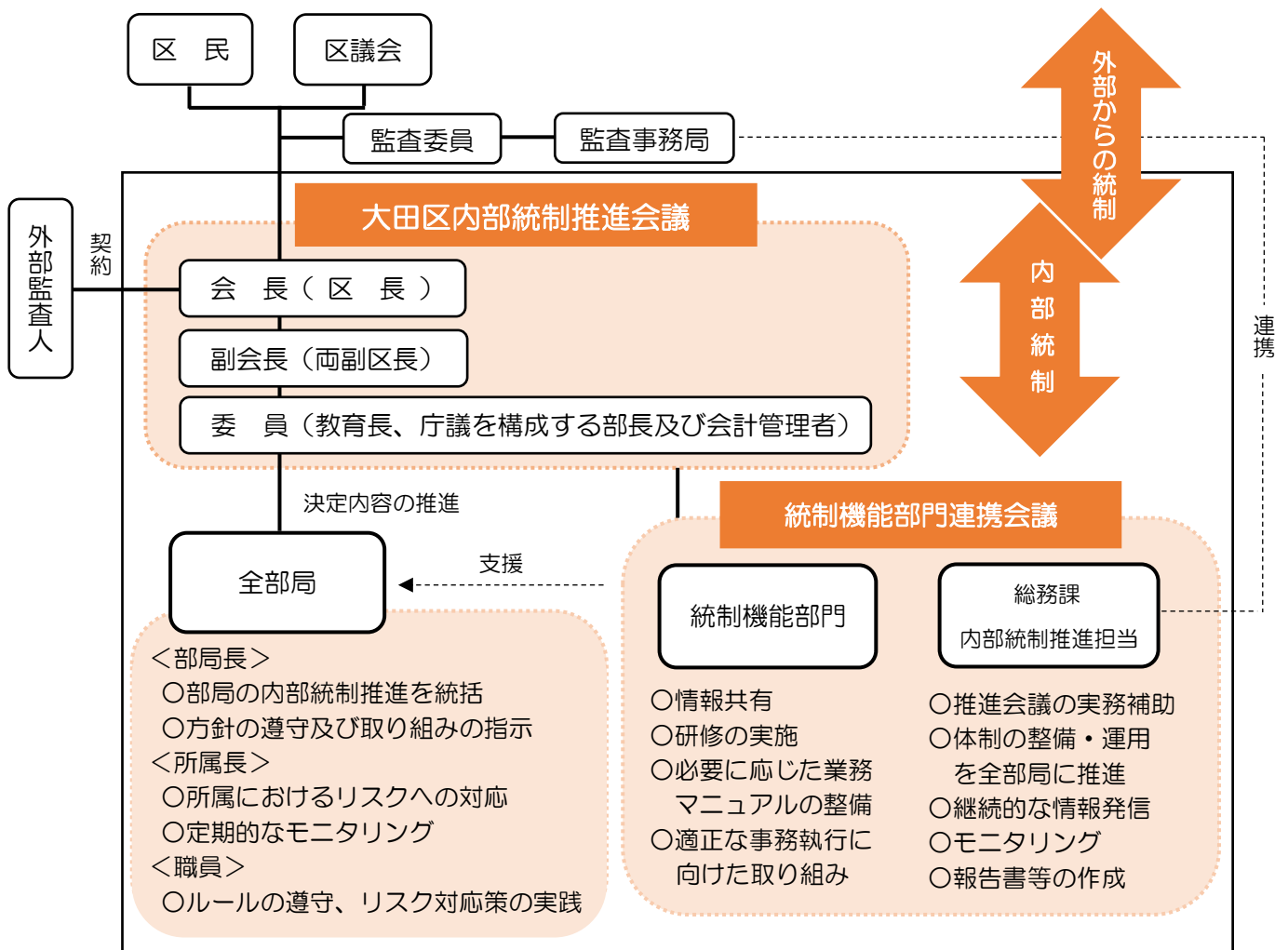
部局長の指示のもと、所属におけるリスク対応及び日々の業務に関する定期的なモニタリングを実施し、内部統制の推進を指揮します。

ウ 職員

内部統制は全ての職員が日々の業務の中で取り組むものです。職員一人ひとりが法令や業務マニュアルなどのルールを遵守し、考えられるリスクに適切に対応して業務に取り組めます。

内部統制の推進体制

※内部統制制度の充実及び効果的な運用を図る



第2 令和3年度の取組

1 内部統制の整備・運用

事務事業の適正な執行をより確固たるものとし区民から信頼される区政の実現を図るため、自らの業務に対し職員一人ひとりが責任と自覚を持つことを目的に内部統制の整備・運用に取り組みました。

(1) 全庁的な内部統制

・大田区内部統制推進会議の開催

内部統制に関する認識の共有及びその取り組みの推進を目的とした大田区内部統制推進会議を開催し、今後の取り組み内容等を確認しました。

第3回	開催日	令和3年12月6日
	内容	○大田区内部統制取組報告書（案）について ○今後の内部統制について

・統制機能部門連携会議の開催

内部統制を推進する上で、全部局に共通する事務を所管する所属で構成する統制機能部門連携会議を開催し、現状報告や内部統制を推進するための取り組み等について意見交換及び情報共有を行いました。

第5回	開催日	令和3年7月19日
	内容	○内部統制の取組状況について ○内部統制取組報告書について
第6回	開催日	令和3年9月15日
	内容	○内部統制取組報告書について ○今後の方向性について
第7回	開催日	令和4年2月4日
	内容	○今年度の取り組みについて ○進行中の新たな取り組みについて ・自己点検チェックリストを活用した業務マニュアル等の整備 ・リスクコントロール表を活用したリスク対策

・研修の実施

内部統制が有効に機能するためには、事務事業の適正な執行に対する意識啓発とともに、事務に関する基本的な考え方や必要性について理解することが重要です。

統制機能部門を中心に、法令遵守及び情報セキュリティ対策、文書、契約、会計事務など内部統制に関する研修を以下のとおり実施しました。

【内部統制・法令遵守】

研修名	新任研修（前期）「地方公務員と公務員倫理」 ※特別区職員研修所実施
内容	地方公務員とは、職員の義務と責任、公務員倫理 など
日時	令和3年4月6日～5月10日の指定する日
対象	令和3年度新規採用職員（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ類、氷河期）
受講人数	163名

研修名	新任研修前期（経験者採用）「地方公務員と公務員倫理」 ※特別区職員研修所実施
内容	地方公務員とは、職員の義務と責任、公務員倫理 など
日時	令和3年5月11日、12日
対象	令和3年度新規採用職員（経験者採用職員）
受講人数	11名

研修名	新任技能「非行防止」 ※特別区職員研修所実施
内容	職員の義務と責任、職員の権利・利益の保護、公務員倫理
日時	令和3年5月7日
対象	令和3年度新規採用職員（技能）
受講人数	7名

研修名	主任選考フォロー研修「地方公務員法と地方自治法」
内容	地方公務員法、地方自治法
日時	令和4年2月4日
対象	令和3年度主任職昇任選考合格者、前年度未受講者
受講人数	12名

研修名	新任管理職研修Ⅱ
内 容	内部統制
日 時	令和3年5月24日
対 象	令和3年度管理職昇任者
受講人数	8名

【契約事務】

研修名	契約事務研修
内 容	契約事務の基本、契約事務のポイント、検査の基礎知識 等
日 時	令和3年11月5日～令和4年1月31日（eラーニング）
対 象	職務上契約事務の基礎知識が必要で実務経験が概ね1年未満の職員、 その他受講を希望する職員
受講人数	97名

【情報セキュリティ対策】

研修名	新任研修前期（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ類、氷河期、経験者） 新任技能研修前期 転入・採用者研修
内 容	情報セキュリティ入門 情報セキュリティ事故 等
日 時	令和3年4月21日
対 象	令和3年度新規採用・転入・派遣受入職員、前年度未受講者
受講人数	197名

研修名	係長職昇任時研修（実務研修）
内 容	個人情報保護の概要、情報セキュリティの現状、事故対応 等
日 時	令和3年10月6日～12月6日（eラーニング）
対 象	令和3年度係長職昇任能力実証合格者、令和3年度係長職採用者
受講人数	72名

【文書事務】

研修名	文書事務研修（初級）
内 容	文書の管理、公文書の作成 等
日 時	令和3年7月30日～9月30日（eラーニング）
対 象	採用1年目～5年目職員、その他受講を希望する主任までの職員
受講人数	139名

研修名	係長職昇任時研修（実務研修）
内 容	公文書の作成、審議のポイント、事案決定手続規程、公印 等
日 時	令和3年10月6日～12月6日（eラーニング）
対 象	令和3年度係長職昇任能力実証合格者、令和3年度係長職採用者
受講人数	72名

【会計事務】

研修名	会計事務研修
内 容	現金出納簿、支出事務 等
日 時	令和3年9月13日～11月30日（eラーニング）
対 象	受講を希望する職員
受講人数	110名

研修名	係長職昇任時研修（実務研修）
内 容	会計事務の概要、現金出納簿、支出事務 等
日 時	令和3年10月6日～12月6日（eラーニング）
対 象	令和3年度係長職昇任能力実証合格者、令和3年度係長職採用者
受講人数	72名

・庁内への広報及び情報提供

総務課内部統制推進担当では、内部統制に関する意識を醸成するため、庁内グループウェアに内部統制推進掲示板を設置し、内部統制に関する広報紙「Action」を発行すると共に、掲示板を活用した庁内への情報提供を行いました。

【広報紙「Action～職員一人ひとりが実践～」の発行】

第9号	発行日	令和3年5月12日
	内 容	○監査指摘事項を踏まえた具体的な取組の検討・実行
第10号	発行日	令和3年6月1日
	内 容	○内部統制の手引きの策定
第11号	発行日	令和4年1月20日
	内 容	○内部統制取組報告書の作成

【庁内グループウェアの掲示板を活用した情報提供】

掲示板	掲載日	令和3年5月14日、令和4年3月10日
	内 容	○大田区内部統制の手引きの策定について ○大田区内部統制の手引きの改定について
	掲載日	令和3年10月25日
	内 容	○令和3年度後期定期監査の実施について
	掲載日	令和4年3月14日
	内 容	○事務の引継ぎについて

【広報紙「Action！」第11号】

内部統制を効果的に推進するための広報紙

Action !

令和4年1月20日 第11号

～職員一人ひとりが実践～

※「Action」…内部統制は職員一人ひとりの実践で成り立つことから表題としました

区は、事務事業の適正な執行をより確固たるものとし、区民から信頼される区政の実現を図るため、令和元年6月に「大田区内部統制取組方針」を定め、内部統制を整備・運用してきました。この度、財務に関する事務と情報セキュリティに関する事務を中心に、**令和元年度と2年度における区の「内部統制の整備」**及び「**内部統制の運用**」について取りまとめ、併せて「**今後の内部統制**」についての方向性を示した「大田区内部統制取組報告書」を作成しました！

大田区内部統制取組報告書

1.構成 ※別紙概要参照

- 第1 大田区の内部統制 (P1)**
 > 区における内部統制の導入経緯や内部統制の定義
- 第2 内部統制の整備 (P2～3)**
 > 大田区内部統制取組方針の策定や内部統制の効果的な運用を図るための推進体制
- 第3 内部統制の運用 (P4～24)**
 > 令和元年度及び2年度における区の内部統制に関する取り組み
- 第4 今後の内部統制 (P25～26)**
 > 内部統制の取り組みで目指す目標と到達点や今後の方向性

2.今後の内部統制 段階的な整備・運用を目指す！

内部統制 ……リスク管理の視点からルールを整備し、守る仕組み

【到達点(目的)】 事務事業の適正な執行をより確固たるものとし、「**区民から信頼される区政**」を実現

【目 標】 区における内部統制の推進により、**各所属でのリスク管理の体制を強化**

【取 組】 内部統制の意識を醸成し、所属長を中心に**全職員が主体的に内部統制に取り組む**

具体的な取組例

- > リスクコントロール表を活用したリスク対策
- > 自己点検チェックリストを活用した業務マニュアル等の整備

自分達のために！

担当：総務課内部統制推進担当 電話5744-1160 (内2227)

•「自己点検チェックリスト」を活用した業務手順書等の整備

業務におけるリスクを「見える化」するための手段として、「自己点検チェックリスト」(P23)を活用し、全部局において合計2,254の業務手順書等の整備(更新)を実施しました。

•「リスクコントロール表」を活用したリスク対策

内部統制の推進には、所属長を中心としたリスクの未然防止と再発防止の取り組みが不可欠です。また、リスクの再発防止に向け、原因分析、リスク対応策の検討、業務手順書等の適切な整備に基づいた、リスク対応策の実行が求められます。

このことから、再発防止のためのリスク管理の強化として、令和3年度に情報セキュリティ事故が発生した9部23所属を対象に、「リスクコントロール表」(P24)を活用したリスク対策を実行しました。

※リスクコントロール表は、事務処理ミスや事故等に対する「リスク対応策」、「リスク対応における業務マニュアル等の整備」、「所属における年度末の振り返り」を記載するもので、これまでの自己点検チェックリスト(P23)や業務マニュアル等の整備と合わせて、内部統制の取り組みツールとして活用しています。

(2) 業務レベルの内部統制

○総務課（情報セキュリティ対策担当）

1 リスクの把握方法、未然防止の取り組み

サイバー攻撃やソフトウェアの脆弱性情報、他自治体等で発生した事故等について随時、庁内グループウェアの掲示板を活用し注意喚起するとともに、複数所属で発生した事故事例やFAX送信時の注意点等について情報共有を図っています。さらに、情報政策課と連携し、職員が利用する端末画面にポップアップでネットワーク誤接続防止のための注意喚起などを実施しています。

また、情報セキュリティ監査や特定個人情報保護評価などを実施し、各所属の事務におけるリスク分析やリスク対応策を支援することで事故の発生を防ぎ、個人情報保護及び情報セキュリティに関する部局の体制を強化しています。

2 問題発生時の対応

情報セキュリティ事故対応マニュアルに基づき、被害の程度や影響範囲に応じて、迅速かつ適切に初動対応を行っています。特に重大事故については、公表及び国の個人情報保護委員会や東京都へ報告することとしています。その他の事故については、定期的に情報セキュリティ委員会で報告するとともに、庶務担当課長会や庁内グループウェアで事故事例の情報共有と注意喚起を行っています。

情報セキュリティ事故対応マニュアルについては、庁内グループウェアに掲示するとともに、職層研修や各所属内のセキュリティ研修において周知し、職員が事故発生時に適切な対応をとることができるようにしています。

また、重大事故や事故が続いて発生した所属長に対しては、情報セキュリティ対策担当課長が直接ヒアリングを実施し、再発防止を図るようにしています。

3 職員向けマニュアルの整備状況、周知方法

庁内グループウェアを活用し、情報セキュリティ対策基準、情報セキュリティ事故対応マニュアル、マイナンバー安全管理措置対応マニュアル、情報公開・個人情報保護条例の手引等を周知しています。また、法改正や国のガイドラインの改正に伴い、適宜マニュアル等の改正を実施しています。

4 今後の取り組み

従来からの取り組みを継続するとともに、情報セキュリティ事故発生所属においては事故発生原因等をもとにリスク分析・リスク対応策等を実施し、事故の再発防止と個人情報保護および情報セキュリティ体制の強化を図っていきます。

また、受託事業者の管理徹底、システムの操作ログ等の取得・確認、課内研修の継続的实施等、各所属において特に強化すべき対策ポイントを示し、職員全体のセキュリティ意識の向上を図っていきます。

○総務課（文書係）

1 リスクの把握方法、未然防止の取り組み

文書事務の適正化を図るため、定期的に庁内グループウェアの掲示板を活用し、文書事務の注意点等を周知し、文書を施行する際に誤りがないよう起案内容と発出文を照合しています。

2 問題発生時の対応

関係所属と連携し対応策を助言するとともに、必要に応じて、規則、規程等に基づいた適正な処理を行うよう全部局に向けて注意喚起しています。

3 職員向けマニュアルの整備状況、周知方法

「文書事務の手引」、「文書管理システム操作説明書」、関連部局と連携し作成した「職員共用ファイルサーバー運用ガイドライン」等のほか、文書事務と文書システムの運用に関して、随時確認できるよう庁内グループウェアに掲示し周知しています。

4 今後の取り組み

継続して文書事務の適正化に向けた理解を促していくため、引き続き「今月のピックアップ」として文書事務のポイントを周知していきます。

また、問合せや誤りの多い事項に関しては、「文書事務の手引」（4月改定）、「文書管理システム財務連携機能操作説明書」及び「文書管理システム運用マニュアル」（10月改定）等を毎年度見直し、改定版を周知していきます。

○人事課（旅費・時間外勤務手当支給事務）

1 リスクの把握方法、未然防止の取り組み

時間外勤務の申請漏れや上限時間に近い職員を抽出して所属へ通知し、漏れのない速やかな申請と時間外勤務時間を確認するよう注意を促しています。

また、実績の入力・決裁漏れがないよう、毎月の給与支給通知の中で周知するとともに、庶務事務システムでの入力時に、確認事項をポップアップで表示するなど、誤申請防止に向けた注意喚起のためのシステム改善を重ねています。

実施申請を行う際は、命令申請の申請履歴を検索して表示しますが、検索期間の初期設定を過去2か月とすることで、過去の命令申請に対する実施申請漏れを防ぎ、時間外勤務の管理徹底につなげています。

2 問題発生時の対応

誤支給等が発生した場合は、追給戻入を行うとともに、発生原因を確認し再発防止に向けた対策を講じるとともに、条例、規則等に基づいた適正な処理を行うよう指導を行っています。

3 職員向けマニュアルの整備状況、周知方法

「給与事務の手引」を作成し、庁内グループウェアで職員に周知しています。内容を毎年度更新し、旅費については、よくある質問や間違いやすい事項を質疑応答集にまとめ、庶務事務システム内の各申請画面で操作等マニュアル確認ができるように設定しています。誤りの多い通勤手当と旅費の調整方法については、異動時期や運賃改定時など通勤手当の通知の機会に併せて周知を行い、誤支給の抑制につなげています。

4 今後の取り組み

発生頻度や影響度の高いリスクについて優先的に対応し、具体的事例について全部局にフィードバックしていきます。

特に誤りが多い申請に関し、申請画面の変更や注意喚起用のポップアップ表示など、庶務事務システムにおける対応については、更新時期に合わせ具体的な調整を進めていきます。同時に、初心者向けの入力マニュアルや決裁者向けのマニュアルの作成を引き続き検討していきます。

○経理管財課（契約事務）

1 リスクの把握方法、未然防止の取り組み

監査事務局や会計管理室の指摘事項のほか、各部局や検査担当からの報告によりリスクを把握し、工事担当課との間で定期的に開催する打合せ会や異動者・新規採用者向けに行う契約事務説明会の中で、ミスが多く発生している事案について情報共有を図っています。

また、契約手続き前の事前チェックを通じ、契約事務の適正な手続きを図るほか、事業課の契約締結依頼の起案文書における必要事項の記載漏れを防ぐため、雛型文（物品購入、賃貸借・長期継続契約等）をマニュアルに掲出し、注意喚起しています。

2 問題発生時の対応

関連法令や過去の事例を参考に各統制部門と調整し、各部局に対応策を助言・指導しています。また、問題が重大な事案については、経理管財課長が所属長に直接連絡し、再発防止に向けた助言・指導をしています。

3 職員向けマニュアルの整備状況、周知方法

「契約事務の手引」、「随意契約ガイドライン」を作成し、庁内グループウェアを活用し、職員に周知しています。

4 今後の取り組み

頻出する契約事務に関する事例・リスクについては、契約事務研修資料の各項目における表記の修正や注意点を列記するなど、再発防止を促す工夫を行います。また当該研修資料を庁内グループウェアにも掲載することで全部局に問題事例をフィードバックして共有していきます。

○会計管理室（会計及び物品管理事務）

1 リスクの把握方法、未然防止の取り組み

ア 会計事務に関する適正状況調査の実施

例年10月、各所属の会計事務に関するリスク確認と対策の検討を促し、事務改善につなげるための調査を実施し、正確な事務処理の推進や会計事務の基本的知識の習得、手順等の確認について支援しています。

令和元年度からは内部統制の推進及びリスク管理の観点から、部内各課の結果を集計し、庶務担当課長宛てに周知しています。

【令和元～3年度の結果】

年度	支出命令書発行件数	誤り件数	誤り率
令和3年度	8,455	202	2.39%
令和2年度	9,217	205	2.22%
令和元年度	10,355	250	2.41%

イ 自己検査

年3回、各回15か所程度の所属を訪問し、金銭出納員及び資金前渡受者の現金の取扱いに係る帳簿、証拠書類等、郵券の金券受払簿等の金銭会計事務及び物品の出納・管理を対象に検査を行っています。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため2・3回目は実地での自己検査は行わず、それに代わるものとして「会計事務に関する調査」を41か所に実施しました。

ウ 日常的指導

事務処理ミスが多く発生する案件は、個別に注意喚起の通知を行っています。

日々の業務の中で備品登録や支払漏れ、歳入の確認等を定期的に行い、疑義案件は速やかに対応するよう所属に連絡するなど、適正な管理に努めています。

2 問題発生時の対応

日常業務である審査及び出納事務については、所属へ事実確認を行い、適正な事務処理と対応策を助言・指導しています。特に問題が重大な事案については、所属長からの説明を求め、関係所属と情報共有しています。

3 職員向けマニュアルの整備状況、周知方法

ア 会計事務の手引

年度当初の4月に法改正や組織改正に係る改訂を行い、配信の際はわかりやすく整理することで迅速で効率的な業務執行の支援に努めています。

イ 金銭会計関係

金銭会計様式や現金出納簿、金券受払簿を掲載しています。また、帳票改善等がある場合は、年度始めから対応するため3月に配信しています。

現金出納簿、金券受払簿のエクセル帳票のトップページには、帳票の使い方等を添付し、現金出納簿では、誤入力を防ぐため入力誤り時にはメッセージやセルが赤く表示されるよう設定しています。

ウ 物品会計関係

物品会計様式や物品名鑑を庁内グループウェアに掲載し、基本的な操作方法、問合せの多い内容及び役立つ知識を体系的にまとめています。

目的の作業について、順番に入力できるよう構成に配慮するとともに、問い合わせの多い内容や便利な知識を手順とは別にポイントとしてまとめています。

操作画面のイメージ図や作成・出力する帳票の見本を多く取り入れ、システム操作に慣れていない職員にわかりやすく作成しています。

令和3年度は物品の適正な管理状況を確認するため、重要物品全2,073件（うち処理漏れ件数42件）と昭和47年度以前の備品309件（うち処理漏れ件数56件）を対象に実態調査を実施しました。

エ 予算執行管理関係

歳出予算整理簿の出力方法や確認方法を掲載しています。

オ 会計事務通信の発行

平成28年9月から会計事務に関する職員一人ひとりの能力向上を図り、正確で効率的な会計事務処理を実現するため、年5～6回の頻度で発行しています。

出納整理期間や年度末などの時期に合わせて発行することで、タイムリーにその都度注意すべきことや、間違いやすい事項を掲載して啓発を図っています。

【令和3年度の実績】

Vol. 28	発行日	令和3年4月27日
	内 容	○出納閉鎖前にこれだけは確認！～正確な決算を行うために
Vol. 29	発行日	令和3年8月31日
	内 容	○請求書の要件と請書兼請求書チェックポイント
Vol. 30	発行日	令和3年9月27日
	内 容	○会計事務に関する適正状況調査を実施します
Vol. 31	発行日	令和4年2月1日
	内 容	○会計事務に関する適正状況調査の分析結果について
Vol. 32	発行日	令和4年3月15日
	内 容	○年度末・年度始めの注意点～ポイントを再確認しましょう

会計事務通信 vol.32

年度末・年度始めの注意点～ポイントを再確認しましょう～

職員の皆様へ、基本的な会計事務の進め方などの情報をお知らせする「会計事務通信」。第32回は、年度末や年度始めに注意すべき事項について取り上げます。

出納整理期間

3月31日までに既に確定した債権債務について所定の手続きを終了し、支払もれや収入もれなどが無いことを確認するために設けられた期間。

○会計年度 4月1日～3月31日
○出納整理期間 **翌年度4月1日～5月31日**
○出納閉鎖日 翌年度5月31日

支出命令書等の送付期限について

4月20日までに送付すべき支出命令書等は、**3月31日までに履行・検査が完了している**ものです。

例) 契約に基づく支出命令書
(年度契約、請書兼請求書等)

人事異動に伴う支出命令書等の押印は、バックナンバー-Vol.10を確認し、誤りのないようにしましょう!

歳入歳出外現金の処理に注意

区の所有に属さない現金のこと。⇒ 例) 源泉徴収所得税、保証金、区民税、郡民税一時返受金

歳入歳出外現金には、**出納整理期間はなく、年度末に翌年度へ繰越します。**
令和3年度で起票した払出命令書及び振替命令書(歳入歳出外現金の費目を含むものは、**3月31日までに執行を含めた全ての処理を完了**する必要があります。
※3月下旬に持ち込む場合は、会計管理担当(審査)に相談してください。

他にも年度末から出納整理期間中に、やっておくべきことはありますか?

歳出予算整理簿で令和3年度分の支払状況をしっかりと確認し、支払もれや精算もれ等がないかチェックしましょう!

◎支払もれを確認する際のポイント

【◆確認1 財務会計システムへの支出負担行為の登録もれがないか】
登録がもれていると、システムによる支払状況の確認はできません。システムに登録しないまま、請求書や請書兼請求書をファイル等に綴ったり、引出しにしまったままにしているか、再確認!

【◆確認2 財務会計システム上で伝票状態が「起票」のものがないか】
「起票」になったままの支出命令書は、会計管理室への送付がもれていて、未払のものかもしれません! 普段から定期的にチェックしましょう。

【◆確認3 歳出予算整理簿の確認をしたか】
歳出予算整理簿で、支払もれ、誤った支払、科目誤りをしていないか等を確認し、決算に向けての準備をしましょう。歳出予算整理簿の出力等については、別添ファイル①歳出予算整理簿出力方法及び②歳出予算整理簿の確認方法を参照してください。
※14時半～16時半は、会計管理室の日計処理に影響があるため出力しないでください。

担当 会計管理室会計管理担当(審査) 電話 5744-1413 内線3607～3610,3614

4 今後の取り組み

必要な情報にアクセスできるよう、操作マニュアルの見出しの表記や掲示方法に工夫を重ね、迅速・簡易・有効に活用できる操作マニュアルの作成を続けていきます。

庶務担当課長会や会計事務通信を通じて誤り件数の多いリスク対応策を紹介するなど、リスクの共有や未然防止に効果的な取り組みを進めていきます。

物品に関する管理状況については、調査対象を拡げて管理状況の調査を進めていきます。

会計事務に関する適正状況調査及び物品の適正な管理状況調査において、リスク対応策が十分ではない所属に対してはヒアリングを実施しています。その際、所属長自身のリスク管理の方法や所属長としてどのように指導していくのかを重点的に聞き取り、所属のリスクの把握と管理や有効なチェック体制の確立を支援していきます。

16

○監査指摘事項に対する内部統制の取り組み

令和3年度定期監査結果の指摘事項に対し、各所属では「定期監査指摘事項 対応・実績報告書」(P22)を用いて発生原因(リスク)を把握したほか、具体的な対応・再発防止策の検討やマニュアル・手引き等を確認しました。

【定期監査結果】

指摘件数	令和3年度定期監査結果：163件（令和2年度：205件、令和元年度：203件）
事例	○事案決定前の処理 ○備品の登録・廃棄手続き漏れ など

令和3年度定期監査結果（指摘事項等合計数）									
対象部局	区分	I	II	III	IV	V	VI	VII	合計
		収入	契約	支出	帳簿	物品	サービス	その他	
企画経営部	指摘								0
	意見・要望						7		7
総務部	指摘			1	2	2			5
	意見・要望		1			3	4		8
地域力推進部	指摘	1	7		1	6			15
	意見・要望	2	2			2	7	2	15
観光・国際都市部	指摘	1	1	1	1				4
	意見・要望	1			1		4		6
区民部	指摘								0
	意見・要望					2	2	1	5
産業経済部	指摘								0
	意見・要望								0
福祉部	指摘		1	1	2			1	5
	意見・要望		1		1	3	13	1	19
健康政策部	指摘		1						1
	意見・要望		1			1	9		11
子ども家庭部	指摘					1			1
	意見・要望			1			10		11
まちづくり推進部	指摘		1			1			2
	意見・要望						3		3
都市基盤整備部	指摘								0
	意見・要望		2			1	4		7
環境清掃部	指摘		1						1
	意見・要望						2		2
会計管理室	指摘								0
	意見・要望								0
教育総務部	指摘		1	3	1	12		1	18
	意見・要望		1	2	1	1	9	1	15
選挙管理委員会事務局	指摘					1			1
	意見・要望		1						1
監査事務局	指摘								0
	意見・要望								0
議会事務局	指摘								0
	意見・要望								0
計	指摘	2	13	6	7	23	0	2	53
	意見・要望	3	9	3	3	13	74	5	110
合計		5	22	9	10	36	74	7	163
構成比 (%)		3.1%	13.5%	5.5%	6.1%	22.1%	45.4%	4.3%	100.0%

2 内部統制における課題等

(1) 内部統制の課題

令和元年度及び令和2年度を取組報告書では、内部統制の課題として以下の3点を挙げています。

- ①内部統制に対する職員の意識が十分に浸透していない
- ②マニュアルや手引き等に基づいた事務が徹底されていない
- ③監査指摘事項に対する再発防止が徹底されていない

令和3年度に所属が作成した「定期監査指摘事項 対応・実績報告書」を確認すると、依然として内部統制への理解及びマニュアルや手引き等に基づいた事務の徹底が不十分な現状があります。

上記の課題を踏まえると、各所属での内部統制推進に向け効果的・効率的な対策を講じるためには、職員の内部統制に関する理解度の把握や内部統制に特化した研修の実施が必要です。

(2) 発生した事故及びリスクへの対応

令和3年度、例えば個人情報記載された書類の誤送付・誤交付等について、複数回にわたり注意喚起を行いましたが、事故が発生している状況です。内部統制の推進には、所属長を中心としたリスクの未然防止と再発防止の取り組みが不可欠であり、リスクの再発防止については、原因分析、リスク対応策の検討、業務手順書(業務マニュアル)等の適切な整備に基づいた、リスク対応策の実行が求められます。

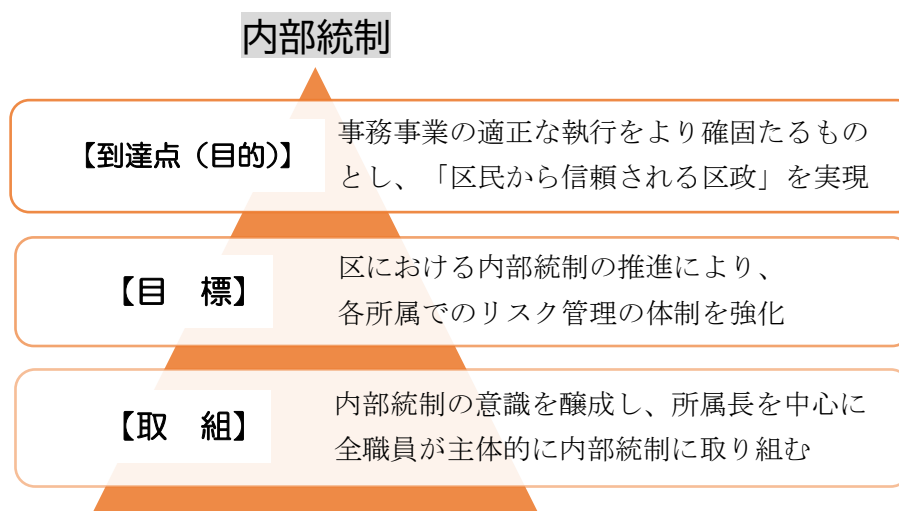
こうした現状を踏まえ、年度末に再発防止対策等の取り組みを振り返る「所属点検」について、今後も継続して実施し事務の適正化を図っていきます。

第3 今後の内部統制

1 目指す目標と到達点

区は、内部統制機能の充実及び運用に関する「大田区内部統制取組方針」を定め、事務事業の適正な執行をより確固たるものとし、「区民から信頼される区政」の実現を目指しています。そのためには、職員一人ひとりに対して内部統制の意識を醸成し、所属長を中心として全職員が主体的に取り組むことが求められます。

目指すべき目標と到達点の達成に向けて、内部統制の取り組みを進めていきます。



2 今後の方向性と取り組み

区の内部統制は、平成31年3月に総務省が作成した「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」を参考に、その更新の時機を捉えながら区の現状に即した内部統制として段階的に整備・運用していきます。

また、近年、超高齢社会における労働人口減少や新型コロナウイルスの影響による新たな生活様式への対応など、限られた人員・予算で持続可能な自治体経営を進めていくことが求められています。

内部統制の到達点(目的)を達成するにあたって、区政を取り巻く大きな環境の変化を捉え、DX(デジタル・トランスフォーメーション)の進展やICTを活用した業務の標準化・自動化等により業務プロセスの見直しを図るなど、効果的・効率的に内部統制を進めていくことが必要です。

今後は、令和3年度の実施内容を検証・改善した取り組みを進め、所属長を中心としたリスクマネジメントを推進していきます。また、所属長だけでなく職員が主体的にリスク管理に取り組む風土の構築に向け、所属で内部統制の取り組みを推進する「(仮称)内部

統制推進リーダー」の設置に向けた検討を継続し、リスク管理体制の強化を図っていきます。

なお、下図の「内部統制のステップアップ」のとおり、今後、行政を取り巻く環境が大きく変化する中、毎年度、STEP 1 から STEP 2 までの段階では、主な取り組みや実績をまとめた「内部統制取組報告書」を作成します。そして STEP 3 の段階では、内部統制の整備・運用状況に関する評価を記載した「内部統制評価報告書」として取り組みの成果をまとめていきます。

【内部統制のステップアップ】



区政を取り巻く環境の変化を十分に踏まえ、内部統制の段階的なレベルアップを目指す！

大田区内部統制取組方針

大田区は、「大田区基本構想」で描いた将来像「地域力が区民の暮らしを支え、未来へ躍動する国際都市 おおた」の実現に向け、施策の着実な推進に取り組んでいます。

一方、区の将来を見据えると第31次地方制度調査会答申(平成28年3月16日)において、今後の人口減少がもたらす様々な課題が指摘されるとともに、持続可能な行政サービス提供のための体制確保の必要性が挙げられています。

これら山積する行政課題に的確に対応していくためには、限りある行政資源を最大限に活用するとともに、地域力等の総力を結集して課題に対応していくことが必要です。

こうしたことから、区は地域力の源となる「区民から信頼される区政」の実現に向け、事務事業の適正な執行をより確固たるものとするため、内部統制機能の充実及び運用に関する「内部統制取組方針」を次のとおり定めます。

1 コンプライアンスの推進

法令その他の規範を遵守し、改めて服務規程の徹底や個人情報及び職務に関する情報を適切に管理することを組織全体で取り組んでいきます。

2 業務の効率的かつ効果的な遂行

大田区スマートワーク宣言を踏まえ、意識改革、業務の効率化、事務事業の見直しを継続し、効率的かつ効果的にその業務を遂行できるようにすることで、業務の目的達成を図ります。

3 財務に関する適切な事務の遂行

財務事務の信頼性を確保するため、会計事務等の業務プロセスにおいて、リスクを的確に把握し、適切な事務の遂行を行います。

4 区民の大切な資産の適切な管理運用

区が保有する資産を把握し、適切な活用及び処分等を行います。

今後は、この取組方針に基づき、内部統制の整備・運用を行い、その状況について公表します。

令和元年6月1日

大田区長 **松原 忠義**

記載例	定期監査指摘事項 対応・実績報告書		
所属(部・課)	総務部総務課	担当	大田
作成日	令和2年5月15日		
実績報告日	令和3年3月1日		

1 概要

年度	令和元年度
監査名	令和元年度 後期定期監査
監査項目	(1) 各課(所属)における随意契約に関する監査
「指摘事項」 「意見・要望事項」 の区分	ア 指摘事項
監査による 「指摘事項」 「意見・要望事項」 の要約(リスク)	(ア) 大田区契約事務規則第4条により、予定金額130万円以下の工事又は製造の請負に関する契約は各課長に契約事務が委任されているが、工事の契約において、同一業者と分割して随意契約していた。これらの契約は本来一括して経理管財課に契約締結請求すべきである。契約事務規則等に基づき適正な事務を行われない。

リスク把握

2 対応策

発生原因	区民利用施設であることから空調機の修繕工事は緊急性を要すると考え、一括工事であれば130万円を超える工事となり、契約方法について経理管財課へ相談し、対応すべきでしたが、担当者の判断で時期をずらした分割契約で処理してしまいました。
「措置状況」 具体的な 対応・ 再発防止策 (5W1H)	令和2年4月、本件について係長会で周知し、契約事務手引等の契約に関する参考資料を課内にグループウェアのメッセージにて配信し、適正な事務処理について注意喚起しました。 また、修繕工事対応の事務フローを作成し、緊急性を要する工事であるかは、担当者のみでの判断とせず、係内で確認・検討します。専門的知識が必要であれば施設保全課へ、130万円を超える工事の必要があれば経理管財課へ相談することを徹底します。
【参考】 マニュアル・ 手引き等	【共有】 ・契約事務規則 ・契約事務の手引 ・契約事務研修のテキスト ・随意契約ガイドライン 【整備】 ・修繕工事事務フローの作成(令和2年5月)

対応・再発防止策

3 実績報告(評価日:令和3年2月22日)

再発防止策 (5W1H) の取組実績	毎月初めに各係長から適正な事務処理について注意喚起を継続し、課内職員への意識付けを行うとともに、上記手引等の共有及びフローを作成しました。また、修繕工事が必要な案件が発生した際には、係内で緊急性について確認・検討しました。検討した結果、必要時には施設保全課及び経理管財課に相談し、対応しました。
--------------------------	---

所属点検

4 本事案の取組に対する所属長意見

業務上、契約事務の中でも緊急性を要する工事への対応が多く発生しています。緊急性を要する事案についても、通常の契約業務と同様の処理が求められますので、今回の指摘を受けての対応を継続的に実施することで所属の内部統制を機能させていきたいと考えます。本件については、改めて注意喚起を行いました。

「大田区内部統制取組方針」を推進するための自己点検チェックリスト

令和2年12月作成

取組方針	分類	No.	リスク(A)	リスク具体例(B)	リスク対応策(C)	課長	係長	係員
コンプライアンスの推進	情報取扱	1	故意による個人情報の漏えい	・住民の個人情報等の非開示情報を外部に漏えい	・個人情報保護及び情報セキュリティについて、課内研修等で定期的に注意喚起 ・初期画面には、FAXのフタタッチボタンの相手先が表示されないよう登録	●	●	●
		2	個人情報の漏えい、紛失	・書類の誤送付やメールの誤送信 ・発送文書等の封入ミス ・書類の紛失、盗難 ・USB等の電子媒体の紛失	・FAX機に「ゼロ発信を忘れずに！」等の注意喚起を貼付 ・封入・発送処理を複数人に対応し、チェック体制を機能化(マニュアル等に明記) ・個人情報や機密情報を含む重要書類は、必ず施錠し厳重に管理 ・機器使用管理簿やデータ移動申請書記録簿等へ記入し、上司の承諾を徹底	●	●	●
		3	重要データの流出	・各課管理サーバ等、情報機器廃棄時の個人情報・機密情報の流出	・情報セキュリティ対策担当等の通知に基づき、データを適切かつ確実に抹消	●	●	●
		4	情報公開・個人情報保護審議会への諮問・報告漏れ	・契約の段階で、審議会への諮問等がされていないことが判明	・個人情報の目的外利用や外部委託等がある事業は、審議会の担当に早めに相談 ・取り扱う個人情報保護項目の変更がある場合、審議会への諮問等を適切に実施	●	●	●
		5	業務上の証明書発行誤り	・申請者と別人の証明書を発行	・住所、生年月日により同姓同名者と区別し、発行時に申請者と必ず確認	●	●	●
	法令順守	6	法令順守に反する行為	・業者に予定価格を漏えいし、金品等を受領(収賄) ・窓口で納付された現金を着服(着服) ・申請していない経路や方法での通勤や飲酒運転	・疑義や不信のないよう、法令等に沿い、公平性・中立性を確保した職務の遂行 ・研修や朝会及びグループウェア等を活用し、所属長が職員に法令順守を徹底 ・契約、入札及びその他の機密文書や現金は、必ず施錠し厳重に管理	●	●	●
		7	不当要求	・受給要件を満たしていないが、不当な圧力に屈し、給付を決定	・一人に対応せず、組織で毅然と対応(不当要求行為対応マニュアルを参照)	●	●	●
		8	条例等の未改正	・法律が改正されたのにも関わらず、関連する条例等が未改正	・企画課からの区政関連情報等を参考に、適切な時期での条例等改正	●	●	●
業務の効率的かつ効果的な遂行	プロセス	9	不十分な引継ぎ	・事務引継の未実施 ・口頭での事務引継による正確な内容の未伝達	・日頃から業務手順書や業務フローを整備しておき、事務引継に活用 ・RPA、AI、情報システム等を活用し、業務手順を見える化・自動化	●	●	●
		10	説明責任の欠如	・担当事務に関する根拠法令の理解不足 ・窓口、電話対応等での説明不足	・法令等を理解し、事務が適切に執行されていることを説明 ・お役所言葉や専門用語を用いるのではなく、わかりやすい言葉で丁寧に説明	●	●	●
		11	業務進捗管理の不徹底	・業務の重要な期限(クリティカルポイント)までに業務未実施 ・当初業務スケジュールとの大幅な乖離	・業務の優先順位を視覚化するため、業務手順書等で業務を見える化 ・進捗管理表等を活用し、業務の進捗状況を適切に管理	●	●	●
	情報管理	12	ホームページの未更新	・過去の情報を掲載 ・リンク切れで情報確認が不可	・ホームページ作成時に、掲載期間等を設定 ・リンク先に問題がないか定期的に確認	●	●	●
		13	保存文書の未整理	・保存文書の保存先が未管理 ・職員共用フォルダが個人管理となり、組織で未共有	・書庫や収納キャビネットを整理し、保管場所や保存期間の一覧表を作成 ・職員共用フォルダを業務ごとに構造化し、定期的に整理	●	●	●
		14	申請書・請求書等の未処理、処理誤り・遅れ	・各個人で対応し、申請が放置されていても気づかず未処理 ・放置されたことで、区民へ多大な被害	・申請書は共有の申請受理箱及び申請受理簿で、個人ではなく組織で管理 ・申請受理から区民への交付まで一貫したシステム処理を進めるため、電子申請等を活用	●	●	●
		15	システムダウン	・不審メールを開封し、ウイルス感染したことにより、ネットワークや業務端末が使用不可 ・情報資産登録していないUSB等を使用し、ウイルスに感染	・所属ごとで作成している「情報セキュリティ実施手順」を周知徹底 ・不審メール受信時は、添付ファイルを開封せず、情報システム課に連絡 ・無許可の情報機器(私物のUSBや携帯電話等)は、業務端末に接続不可	●	●	●
財務に関する適切な事務の遂行	収入	16	過誤納金の発生	・使用料・手数料等の金額や徴収すべき相手誤って徴収	・ダブルチェックを徹底	●	●	●
		17	歳入事務の誤り	・調定登録の誤処理(二重登録、登録もれ等) ・収納金を誤った納付書で払込(年度、科目誤り等)	・会計事務の手引を確認し、正確に財務処理 ・納付書作成後、払い込む前に再確認	●	●	●
		18	国・都等への交付金等申請誤り・漏れ	・交付申請の事務処理を誤り、交付額に誤りが発生 ・申請漏れにより、必要な交付金等が未歳入	・事務及び予算担当者により、予算額との突合や前年度との比較等を確認 ・先んじて国や都からの情報収集を行い、迅速な手続きにより予算を確保	●	●	●
	支出	19	領収書処理の誤り	・窓口収納に際し、領収書の発行日付の誤印や原本でなく控えを返却	・金銭取扱業務について、内部研修等で定期的に注意喚起	●	●	●
		20	時間外勤務手当・旅費の誤り	・庶務事務システムの入力誤りにより、追給・戻入が発生	・庶務担当が定期的に注意喚起し、各職員は速やか・適正に申請 ・庶務担当が課内において申請誤りがないか、毎月チェックを徹底	●	●	●
		21	支出事務の遅れ	・支払遅延により、遅延利息(賠償金)の支払が発生	・請求書が届き次第、速やかに処理し、上司が進捗をチェック	●	●	●
	契約	22	支出金額や相手先の誤り	・財務会計システムへの支払金額や相手先の誤入力	・支出命令書、請求書、決定文書、契約書等の金額や相手先をダブルチェック	●	●	●
		23	補助金等の見直し不足	・補助目的や公益性・有効性・適格性が明確でなく、終期が未設定	・「大田区補助金適正化方針」に基づき、見直し・検証の実施	●	●	●
		24	事案決定前の発注	・事案決定者(管理職)の事案決定(承認)を経ず、担当者の判断で発注	・「事案決定手続規程」、「契約事務規則」を課内に周知徹底 ・「契約事務の手引」、「契約事務研修テキスト」を活用	●	●	●
25		不適切な契約形態	・一括契約(購入・工事等)が可能だが、課契約範囲内で意図的に分割契約 ・委託等の範囲や方式を、十分な検討や見直しがなく決定	・消耗品の購入や工事の進行管理を計画的に行い、上司が進行管理 ・「随意契約ガイドライン」等を活用し、課内や係内で上司が定期的に注意喚起	●	●	●	
26		仕様書の不備	・委託先に対し、仕様書と異なる業務を口頭で依頼	・複数の購入等を一括発注し、入札等でコスト削減(疑義がある場合、契約担当に相談)	●	●	●	
27		委託管理の不備	・委託先に対し、仕様書と異なる業務を口頭で依頼 ・委託先の従業員へのセキュリティ等研修や区の立入検査が未実施	・「アウトソーシング指針」や「プロポーザル方式実施ガイドライン」により、適切に選定 ・契約前の企画段階で複数業者からヒアリングを行い、仕様書の内容を精査 ・委託先の従業員へセキュリティ等の研修報告書を提出依頼(必要な場合、立入検査)	●	●	●	
資産の適切な管理運用	物品財産管理	28	委託、指定管理のトラブル	・「個人情報及び機密情報」の取扱事務に関し、区の許可を得ず再委託 ・指定管理者との協定内容の履行管理・検査の未実施 ・指定管理者の管理が協定内容に対して不十分	・再委託を行う場合、受託者が「再委託承諾申請書」を提出(区の承諾が必要) ・「大田区指定管理者制度運用マニュアル」を活用 ・モニタリングや監査結果を指定管理者と協議し、指導事項や課題に対応	●	●	●
		29	不十分な備品の管理	・備品の登録漏れや誤りにより、現物確認ができず亡失しても把握が困難	・会計事務の手引「第08章:物品会計」を確認し、事務処理を実行 ・定期的に整理整頓し、現物確認を行うとともに備品台帳を最新情報に更新	●	●	●
		30	不適切な資産等の管理	・管理不十分により、現金・郵券・回数券等を紛失	・徴収した歳入金は、速やかに最寄り等の確実な金融機関へ払込 ・現金等は施錠可能な場所で保管し、帳簿により上司を含めて適正に管理	●	●	●

記載例

リスクコントロール表(記載例)

作成日	令和〇年〇月〇日
更新日	令和〇年〇月〇日
所属(部・課)	〇〇部〇〇課



番号	事故等発生(確認)日	分類	係名 対象事務	事務処理ミス・事故の内容 (リスク内容)	事務処理ミス・事故の原因 (リスク原因)	リスク対応策	リスク対応における業務マニュアル等の整備			所属における年度末の振り返り
							名称	作成日 or 最新更新日	リスク対応策の業務 マニュアル等への反映箇所	リスク対応策の取り組み に対する所属長意見
1	2021/9/13	支出	〇〇係 □□事務	支出事務の遅れにより、適切な時期に事業者への支払いが行われなかった。	請求書が届いていたにもかかわらず、担当者が書類をためこみ、係長が支出事務の進捗状況について把握ができていなかった。	事案決定・契約・検査・納品・支出の各段階の実施をチェックする「支出事務チェック表」を作成し、担当係長が事務の進捗を管理する。	支出事務チェック表	R3.9新規作成	新たに作成した「支出事務チェック表」において、事案決定・契約・検査・納品・支出の各段階のチェック欄を設けた。	所属全体でリスク対応を行った結果、新たに同様の事故は発生しておらず、リスク対応策が機能していると考えている。
2	2021/11/2	契約	〇〇係 △△事務	物品購入の際、事案決定手続及び契約締結処理前に口頭で業者に発注した。	即時対応が求められる業務であったため、上司に相談せず、担当者だけの判断で発注してしまった。	前年度定期監査においても指摘を受けた旨を係長会で周知する。担当者業務マニュアルを更新するとともに契約事務の手引等の格納場所を確認し、適正な事務処理についてグループウェアのメッセージ機能で課内に注意喚起を行う。	△△担当者業務マニュアル	R3.11更新	△△担当者業務マニュアルのP〇に「事案決定前の発注厳禁」と明記した。	係長会およびグループウェアのメッセージにて課内周知をしたが、情報共有がうまく機能せず、2月に同様の事故が発生してしまった。あらためて、所属長から朝会で職員に注意喚起するとともに、グループウェアのマニュアル掲示板の活用によりマニュアル類の一覧性を確保して課内に周知徹底した。再発防止に向けてリスク対応策を継続していきたい。
3	2022/1/15	情報取扱	〇〇係 ××事務	窓あき封筒を使用していたにもかかわらず、別人の通知書も併せて封入して郵送してしまったため、第三者に区民の個人情報情報が漏えいした。	通知書・封筒・リストでの数量確認が不徹底だった。また、通知書の封入作業を一人で行い、複数人でのチェック体制が機能していなかった。	業務フローで作業手順を確認するとともに、通知書・封筒・リストでの数量確認等、複数の担当者による「ダブルチェック」を徹底する。	封入作業における業務フロー	R4.2更新	通知書・封筒・リストでの数量確認および複数人による「ダブルチェック」について、「封入作業における業務フロー」のP〇に明記した。	関連する係長と担当で更新した業務フローを再確認し、注意点を共有できた。封入・発送処理の複数人によるチェック体制については継続して機能するよう取り組んでいくことで再発防止を図りたい。